

第4章 国際意匠登録出願における意匠登録の要件

1. 新規性・創作非容易性

新規性及び創作非容易性の判断の根拠とする資料は、意匠登録出願の前に、日本国内又は外国において、以下の（１）から（３）のいずれかに該当したものである。

- （１）「頒布された刊行物に記載された」（意匠法第３条第１項第２号、同第３条第２項）
- （２）「電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった」（意匠法第３条第１項第２号、同第３条第２項）
- （３）「公然知られた」（意匠法第３条第１項第１号、同第３条第２項）

意匠登録出願の前か否かの判断は、時、分、秒まで考慮して行う。

しかしながら、国際意匠登録出願においては、ジュネーブ改正協定第１４条(1)及び意匠法第６０の６第１項の規定により出願の時が日単位で定められ、その時分までは特定し得ないことから、国際意匠登録出願の出願日と、新規性及び創作非容易性の判断の根拠とする資料が上記の（１）から（３）に該当するに至った日とが同日の場合には、これらの日が国際意匠登録出願の前であるとはしない。

外国で公知になった場合については、日本時間に換算して判断する。

なお、新規性・創作非容易性に関するその他の判断基準については、第Ⅲ部第２章「新規性・創作非容易性」第１節「新規性」、第２節「創作非容易性」、第３節「新規性・創作非容易性の審査の留意事項」を参照されたい。

2. 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外

意匠法第３条の２の規定は、先願の意匠登録出願の出願日後から、その意匠登録出願に係る意匠公報（登録意匠公報、同日競願に係る協議不成立又は不能の場合の拒絶確定出願を公示する公報）の発行日（同日を含む。）までに出願された意匠登録出願に適用するものであるため（ただし書の規定を適用するものを除く。）、国際意匠登録出願の出願日と先願の意匠公報の発行日とが同日の場合には、意匠法第３条の２の規定に該当するものとして取り扱う。

なお、先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外に関するその他の判断基準については、第Ⅲ部第４章「先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外」を参照されたい。